

令和5年5月15日

保護者の皆様

朝来市立朝来中学校
校長 小西 浩司

5類感染症へ移行後における新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の5類感染症へと移行しました。これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります。この間、様々な制約の中で工夫を凝らしながら、感染拡大の防止と教育活動継続に取り組んでいただきましたご家庭の皆様には、心より厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗い等といった日常的な対応を継続することが基本となります。学校では文部科学省からの通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和5年5月8日付け）」をもとに、従来の対策を見直した上で地域の実情に即した対策を進めて参ります。今後とも子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ご家庭におかれましても引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

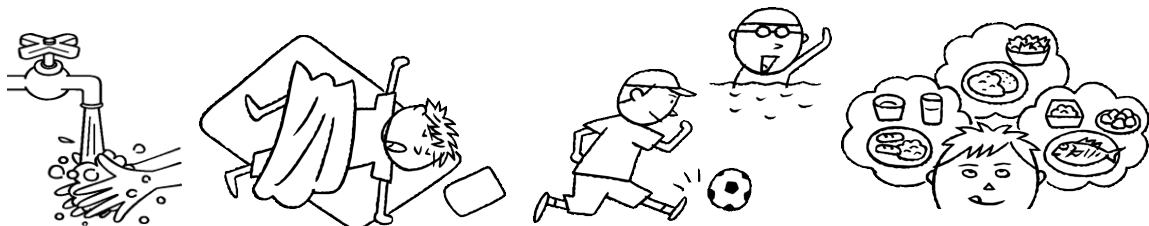
1 実施開始日

5月16日（火）から実施

2 取組内容

<家庭での対応>

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは無理をせず、自宅で休養させるようにしてください。但し、軽微な症状があることをもって登校を一律に制限することはありません。
- 家庭との連携により生徒の健康状態を把握することが重要です。その際、生徒の体温を毎日チェックし、学校に提出するといったこれまでのような取組は不要とします。
- 手洗いの励行をお願いします。帰宅後やトイレの後、食事の前などこまめに手を洗うことが感染予防には大変有効です。
- 感染症を他者に感染させないために、咳の飛沫を飛ばさないよう適切な咳エチケットの指導を引き続きお願いします。
- 身体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事をお願いします。



（裏面へ）

- 基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望する者や健康上の理由により着用できない生徒もいることなどから、マスクの着脱は強いることのないようにしてください。

<学校での対応>

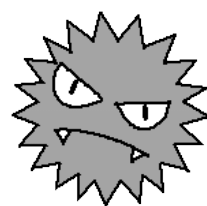
- 感染症対策のための持ち物として、これまで通り清潔なハンカチ、ティッシュ、（必要に応じて）マスク等を持たせてください。マスクについては、着用は求めないことを基本とします。
- 飛沫感染防止シールドについては、5月31日（水）までの設置とします。
（＊「修学旅行」・「トライやる・ウィーク」が終了するまでとします。）
- 生徒に発熱等の症状が見られる場合には安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。
- 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されることがあります。
- 地域や学校において感染が流行し始めたりした場合には、一時的に活動場面に応じた対策（感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たって、活動の場面に応じて一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、触れ合わない程度の身体的距離を確保することなど）を講じることがあります。
- 生徒の感染が判明した場合には、出席停止となります。
また、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合（例えば、同居家族の感染が判明した場合など）にも、出席停止の措置を講じる場合があります。この場合、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じるなど配慮します。
尚、感染者であった生徒の登校に際しては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

【出席停止の期間】

発症した日の翌日から5日間を経過し、かつ症状が軽快した翌日から1日を経過するまで

（例）	発症日	5月10日	出席停止
	1日目	5月11日	//
	2日目	5月12日	//
	3日目	5月13日	//
	4日目	5月14日	//
	5日目	5月15日	// （症状が軽快）
	6日目	5月16日	登校可能

※発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています



3 その他

- この他、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がおられる場合など、ご心配なことがありましたら学校までご相談ください。